

別表 1

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率又は補助額
1 新規就労者 支援事業	森林組合及びその他林業を行う事業者で、就労環境整備等の計画を策定し、京都府知事の認定を受けた者（以下「事業実施主体」という。）	事業実施主体が負担する新規就労者支援事業経費（新規就労者に林業の用に供する機械器具又は保護具等を付与するために要する経費）（別表 2 のとおり）	補助対象経費の 4 分の 3 以内の額（ただし、新規就労者 1 人につき 1 2 万 3 千円を上限とする。）とし、毎年度予算の範囲内の額とする。
2 林業労働者 就労環境改善 支援事業	事業実施主体	事業実施主体が負担する就労環境改善支援事業経費（専門家への相談、その他林業労働者の就労環境の改善に要する経費）（別表 2 のとおり）	定額（ただし、事業実施主体が前年度支払った林業労働者の総賃金に 1 0 0 0 分の 1 6 . 5 を乗じて得た額を上限とする。）とし、毎年度予算の範囲内の額とする。

（注 1）林業労働者とは、雇用契約等の締結により雇用され、かつ、事業実施主体の負担により労働者災害補償保険（以下「労働保険」という。）に加入している者であって、京都市内で主として次に掲げる現場作業に従事する者（事務職員を除く。）をいう。

(1) 森林造成

森林施業（新植、保育）、苗木生産、森林施業と一体的に実施する作業（森林調査、鳥獣被害防止施設の設置、森林病虫害防除事業

(2) 伐出

利用間伐と主伐

(3) 森林土木

森林作業道及び作業歩道の開設、改良及び維持管理（修繕、雑草木の刈り払い及び除雪等）、森林作業道又は作業歩道以外の森林土木工事

(4) その他(1)から(3)に掲げるもの以外の現場作業で、市長が適当と認めるもの

（注 2）新規就労者とは、（注 1）の林業労働者であって、採用された年を 1 年目として 3 年目を超えない者であり、かつ、当該事業の開始時に通年雇用（雇用期間を定めず 1 年を通じた雇用をいう。）として、雇用契約等の締結により雇用されている者をいう。

別表 2

1 新規就労者支援事業補助対象経費		
新規就労者が事業主から貸与する機械器具又は保護具等は、下記項目の機器や器具、安全装具とする（主に個人常備物品）。		
項目	対象となる経費	備考
① 機器 (償却資産)	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー ・刈り払い機 ・その他作業用具 	
② 用具 (償却資産以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・くさび（伐倒用具） ・ナタ、カマ、手ノコ（切削道具） ・切削道具を常備するための腰袋 ・現場作業の用具や資材等を常備するリュック ・その他作業用具 携帯砥石、チェーンソーのメンテナンス用具等 	新規就労者が現場で常備して作業に供する用具等
③ 安全装具	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー防護服等（切創防止機能を有する） 防護ズボン・同上着・同手袋・同靴 ・ヘルメット（安全規格に適合するもの） ・安全靴（切創防止機能は無いが、安全性の高いもの） ・手袋（切創防止機能は無いが、安全性の高いもの） ・墜落制止用器具（高所作業用） ・笛や旗（安全対策の小物） ・その他安全対策に必要なもの（ハチ防除スプレー等） 	
<p>※機器、用具及び安全装具は中古品も可能とする。</p> <p>被服関係（作業服、地下足袋、長靴等）や事業所での共用となる可能性が高い物品（デジタルコンパスやカメラ等）は除く。</p> <p>※他事業により補助を受けた機器、用具及び安全装具は本事業による補助の対象としない。</p>		

2 林業労働者就労環境改善支援事業補助対象経費		
項目	対象となる経費	備考
① 専門家への相談	専門家からの雇用改善のためのアドバイスを受ける費用（社会保険加入に関する相談、就業規則整備の相談、その他就労環境整備に必要な相談）	専門家とは社会保険労務士やその他雇用改善のコンサルタント等である。
② 就労環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時に備え仮設する簡易テント、タープ ・ 簡易トイレ（単体で使い切りのものを除く。） ・ 水分補給用の共用（大型）保冷ポット ・ 熱中症対策に係る資機材（熱中症対策のためのファン付作業服等） （上記以外の一般的な被服や下履、個人の携行品は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な作業環境や作業能率の改善と増進に資するための取組に要する経費 ・ 熱中症対策のためのファン付作業服（付属品含む）の購入数量は事業実施主体の林業労働者数を上限とする。 ※過度に高価なものでないこと。
③ 教育や研修の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採や路網開設等の技術者研修への参加経費（参加費、旅費） ・ 現場技術習得に必要な書籍購入 ・ 講師を招いて現場研修を行う場合の講師への謝礼 ・ 特殊伐採、風倒木処理の技術指導を受けるために要する経費 ・ その他業務に関わる教育、研修に要する経費（研修に参加した林業労働者の労務費は除く。） 	参加費・旅費等は領収書や事業所での支出伝票等の支出を証する資料があるもの。
④ 労働安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急用具（救急箱等に内容物がセットのものに限る。） ・ 健康診断の受診料（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条に規定する健康診断に限る。） ・ 振動病検診の事業所負担分 ・ 森林内の危険生物被害対策経費（自己注射器、自己注射器導入のための診断経費等） ・ かかり木処理の牽引具（厚生労働省の「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に記す木回し、フェリングレバー等）等労災防止に必要な機械器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の安全対策はコンサルタント等専門家を招き実施する際の謝礼も含む。 ・ 傷害保険は事業実施期間中の支払総額が対象 ・ 労働安全対策の取組は労災発生防止に資する技術的かつ実践的なもの。

	<ul style="list-style-type: none"> ・労災発生時の救援、連絡体制等の事業所独自マニュアルの作成やその体制づくりに要する経費 ・労災保険以外の障害保険への加入費用 ・衛星携帯電話等通信機器（本体経費のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話等通信機器の購入は携帯電話の電波が届かない地域における森林施業が見込まれる場合に限り補助対象とし、購入数量は事業実施主体の林業労働者数を上限とする。
<p>※物品の購入は、主に別表1の（注1）の現場作業で使用するもので、事業所での共用となるものに限る。ただし、労働安全対策に資する物品等で、性質上個人の携行品として用いるべきものを除く。機械器具においても主に現場作業で使用するものに限る。</p>		